

# 契 約 書 (案)

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、新潟県議会会議録検索システム業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を令和8年4月1日から令和9年3月31日まで乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 業務の名称 新潟県議会会議録検索システム業務
- (2) 業務の内容 別紙仕様書のとおり

（委託料）

第2条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

（個人情報の保護）

第3条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（成果報告書の提出）

第4条 乙は、会議録検索システムのサーバー運用・保守に係る毎月の委託業務及び定例会及び臨時会毎のデータベース化業務を完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告（以下「成果報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

（検査）

第5条 甲は、成果報告書を受領したときは、速やかに検査を行い、検査結果を乙に通知するものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、直ちに甲の指示に従い、手直しを行わなければならない。この場合において、手直し完了を委託業務完了と見なす。

（委託料の支払い）

第6条 乙は、業務の成果が検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

（権利の譲渡等）

第7条 乙は、この契約に定める権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に定める義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（著作権）

第8条 パッケージソフトを除き、著作権は県が保有する。

（機密の保持）

第9条 乙は、この契約によって知り得た事項を甲の同意なくして他に漏らしたり、データ、成果物その他業務に関する資料を業務以外の用に供してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

（安全対策の実施）

第10条 乙は、この契約による業務を実施するに当たり、データの改ざんや消去等の防止及び情報システムの安全確保のために必要な対策を講じなければならない。

（事故の措置）

第11条 乙は、業務の処理に関し、事故が発生した場合は直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(調査等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができるとともに、必要な指示をすることができる。

(損害の負担)

第13条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施に当たり甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(契約の解除等)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、この契約を解除し、又は打ち切る（一部履行済部分がある場合に当該部分を除いて解消することをいう。以下同じ。）ことができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(3) 乙が正当な理由がないのに、甲の指示に従わないとき。

2 前項の規定により契約が解除され、又は打ち切られた場合において、乙に損害を生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

第15条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除され、又は打ち切られた場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

(疑義の決定等)

第16条 この契約について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。

令和8年 月 日

新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
甲 新潟県  
代表者 新潟県知事 花 角 英 世

乙

## 別 記

### 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。